

四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第48号

四日市競輪場内施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

四日市競輪場内施設の使用に関する条例（平成17年四日市市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用の許可) 第2条 (略) 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、場内施設の使用を許可しないものとする。ただし、第2号の規定は、東棟会議室の使用許可について適用しない。  (1)から(5)まで (略) 3 (略)	(使用の許可) 第2条 (略) 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、場内施設の使用を許可しないものとする。ただし、第2号の規定は、 <u>東棟会議室、テニスコート及びグラウンドゴルフ場</u> の使用許可について適用しない。  (1)から(5)まで (略) 3 (略)

改正後				
別表（第3条関係）				
施設の名称、区分	使用料			
	午前 (午前9時から正午)	午後 (午後1時から午後4時30分)	夜間 (午後5時から午後9時)	全日 (午前9時から午後9時)
東棟	(略)			
多目的 スパー	(略)			

ス	
備考	
1 及び 2 (略)	
<u>3</u> (略)	

改正前					
別表 (第 3 条関係)					
施設の名称、区分		使用料			
		午前 (午前 9 時から正 午)	午後 (午後 1 時から午 後 4 時 3 0 分)	夜間 (午後 5 時から午 後 9 時)	全日 (午前 9 時から午 後 9 時)
東棟	(略)				
<u>テニスコート</u>		<u>1, 5 7 0</u> 円	<u>1, 5 7 0</u> 円	<u>3, 6 6 0</u> 円	<u>6, 8 0 0</u> 円
<u>グラウンドゴルフ場</u>		<u>1, 5 7 0</u> 円	<u>1, 5 7 0</u> 円	<u>3, 6 6 0</u> 円	<u>6, 8 0 0</u> 円
多目的 スペー ス	(略)				
備考					
1 及び 2 (略)					
<u>3 テニスコートの使用料は、1 面当たりの使用料とする。</u>					
<u>4</u> (略)					

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(商工農水部けいりん事業課)